

り、国際的な観点からも、これをすみやかに独立させ、その整備をはかる必要があります。他方、本館と遠隔地にある関係上事務処理が敏捷を欠くべきもありましたので、この際、これを独立の附屬機関としたものであります。京都国立近代美術館の設置により、わが国において近代美術に対する国民的理解と鑑賞の機会が一段と期待されるのであります。

次に、本省に置かれております学術奨励審議会の改組について申し述べます。

同審議会は、学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議する機関として、科学研究費補助金の配分、学術用語の制定等のいわば実際的な事業の執行に関する調査審議を行なっておりますが、一方、最近の学術研究の進展と規模の拡大に対処して学術研究の一そうの発展をはかるためには、総合的、長期的な見通しのもとに、学術振興に関する方策を策定し、これに基づいて具体的な措置を講ずることが必要となつて來ております。よつて、学術奨励審議会にかえて、学術に関する重要な事項を調査審議する学術審議会を設けることいたしました。また、この際、従来の審議会の組織を簡素化、合理化することいたしております。

最後に、文部省の職員についてであります。国立学校の職員の増員のうち、学年進行に伴うものなどにつきましては昭和四十二年度暫定予算に伴う文部省設置法の一部を改正する法律案で御審議いただくなつてありますが、それ以外の国立大学の学部、附属病院及び附置研究所の新設、国立高等専門学校の新設等による教職員の増員並びに國立青年の家の新設等による職員の増員につきましては、本法案で御審議いただきたいと思います。この定員増によりまして文部省の職員の定員は昭和四十一年度の九万八千六十三人に暫定予算に伴う分をも合わせ六千四百三十四人を加えることとなり、合計十万四千四百九十七人になります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び

その内容であります。何とぞ十分御審議の上、す

みやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、外務省設置法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る三月十七日予備審査のため付託されました。

それではまず、本案の提案理由の説明を聽取
たします。三木外務大臣。

○國務大臣(三木武夫君) 外務省設置法の一部を
改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案におきまして、まず、外務審議官一人
を増置することにしております。外務審議官につ
きましては、昭和三十五年以来すでに一人が置か
れておりますが、特に最近において外交問題はま
すます複雑多岐にわたつて処理すべき案件が急増
し、現在の外務審議官一人をもつてしては、どう
してこれを円滑に処理し得ない状況となつてしま
したので、今般これをさらに一人増置し、重要な
外交案件について外務大臣を補佐せしめんとする
ものであります。

次に近年、邦人の海外渡航は急増し、海外における邦人の活躍がますます盛んとなつておりまし
て、これに伴い海外における邦人の保護に関する事務の量は著しく増加し、これらの事務のうち特
定の地域に関連のないものを効率的かつ一元的に
実施すべき要請が高まつております。改正法律案
はかかる情勢に対応いたしまして、従来地域局
で処理してまいりました海外における邦人の生
命、身体及び財産の保護に関する事務のうち外交
事務関係を除いて、大臣官房において一括して能
率的に取り扱うことにいたします。したが
いまして、邦人の保護に関する事務でも特に地域
の一つとして地域局で処理することにしておりま
す。

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

〔午前十一時二十三分速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

速記をとめてください。

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

次に、国の防衛に関する調査のうち、昭和四十二年度防衛予算に関する件を議題といたします。

まず、本件につきまして説明を聽取いたしま
す。増田防衛局長官。

○國務大臣(増田甲子七君) 昭和四十二年度防衛予算につきまして、その概要を御説明いたしま
す。

まず、組織、防衛本庁について申し上げます。

昭和四十二年度の防衛本庁の歳出予算の総額
は、三千五百七十五億一千二百七十七万二千円で
あります。これを昭和四十一年度の歳出予算額
三千二百三十九億三千四百四十二万七千円に比べ
ますと、三百三十五億八千八百三十四万五千円の

増加となつております。

また、これとともに、海外における邦人の身分
関係事務、旅券関係及び査証関係事務も従来の中
南米・移住局から大臣官房に移し、邦人の保護関
係事務とともに、一体的に大臣官房において処理
することにしております。

最後に、外務省職員の定員増につきましては、
特別職としてマダガスカル、ネパール、アイラ
ンド及びニカラグアの大蔵四名及び一般職職員四
十八名、合計五十二名を増員することにしており
ます。なお、附則において、他省庁から外務省に
出向する職員のうち、大蔵省から二名及び警察庁
から一名の分について、所要の規定の整備をいた
しております。

ついで三十二億六百八十三万三千円、昭和四十二
年度潜水艦建造費について六十一億七千五百三十
万五千円、計百三十八億三千八百三十三万二千
円を新たに計上いたしております。

また、防衛本庁の昭和四十二年度の職員の定員
につきましては、自衛官二十五万三百七十二人、
自衛官以外の職員二万七千八十二人、計二十七万
七千四百五十四人であります。これを現在の定
員に比べますと、自衛官において四千二百七十八
人の増、自衛官以外の職員において五十三人の
増、計四千三百三十一人の増加となつております。

一方、防衛本庁の予算案の内容について申し上
げます。

次に、防衛本庁の予算案の内容について申し上
げます。

基本方針といつては、昭和四十二年度

は、第三次防衛力整備計画の初年度として、第二
次防衛力整備計画に引き続き防衛力の整備を一段
と推進し、各般の施策を着実に実施することとい
たしまして、特に次の諸点に重点を置いておりま
す。

すなわち、まず、防衛意識の高揚をばかり、自
衛隊に対する国民一般の理解を深めるとともに、
隊員の士氣を高揚し、かつ、自衛官充足対策の強
化をはかるため、広報活動の強化、募集施策の推
進、老朽隊舎等の改革、宿舎の増設、その他隊
員の処遇及び生活環境の改善整備を強力に推進す
ることとしております。

次に、第三次防衛力整備計画の初年度として同
計画につきまして、その概要を御説明いたしま
す。

まず、組織、防衛本庁について申し上げます。

昭和四十二年度の防衛本庁の歳出予算額
は、三千五百七十五億一千二百七十七万二千円で
あります。これを昭和四十一年度の歳出予算額
三千二百三十九億三千四百四十二万七千円に比べ
ますと、三百三十五億八千八百三十四万五千円の

す。

次のページをござる。三、老朽隊舎の改築等、隊員の居住施設でございます。対象人員一万四千三百三十名、対象面積が約九万平米でございます。金額が二十一億三千二百萬円、前年度より相当減ってまいりますが、二次防期間すなわち昨年まで隊員の居住施設に重点を置きまして、老朽隊舎の改築をはかつてまいりました。ほんの先が見えてまいった関係で前年より減つてしまつております。したがいまして、重点はその次の、その他の施設、すなわち食堂とか、浴場とかあるいは教育施設等に重点が変わつてきました。おりまして、対象面積が三万六千六百平米、金額は二十三億一千二百万円でございます。以上計算で、合計いたしまして対象面積が十二万六千六百平米、金額は四十四億三千四百萬円でございます。

次の四、宿舎の増設でございます。特別借り上げ宿舎、すなわち共済組合の長期資金で建てましてそれを政府で借り上げたものでございますが、二千戸で借り上げが千五百万円、二の一般宿舎、一般会計予算で建てる宿舎でございますが、千四百十戸、十八億五千百万円、計三千四百十戸、十八億六千六百万円でございます。

次の五、その他隊員の処遇及び生活環境の改善整備でございますが、一、諸手当の改善四千七百万円、二、特殊糧食被服類の改善七千七百万円、三、營舍内環境整備の促進、五億八千二百万円、四、營外居住の拡大、二曹、一曹になりますと、資格ができますと營外居住ができる、その營外居住資格につきまして原則として營外居住を認めていくということでございます。五千百七十人を予定しております、二億四千五百万円。

五、昇任率の拡大、すなわち幹部とか曹の定数を增加していくものでございますが、四千七百二十人でございます。

六、職業補導施策の推進、三千九百万円。

七、帰郷制度の拡充、七千三百萬円。帰郷制度は、北海道在勤の隊員につきまして年に一回郷里

に帰してやるという制度がございまして、最近までは中部以西でございましたが、四十二年度から

は関東以西ということに予定いたしております。

以上、計十億六千三百万円でございます。

六、自衛官の充足向上、その一、充足向上のための諸経費十三億一千三百万円でございまして、通信器材、総額二十六億九千九百万円、うち四十二年度二十五億三百萬円、総額四十二年度歳出要求額でござります。施設器材、総額七億二千七百万円、全部四十二年度歳出要求額でございます。通信器材、総額二十六億九千九百万円、うち四十二年度

歳出要求額二十五億五千三百万円、後年度負担額六十四億七千四百万円、四十二

歳出要求額六十三億三千八百万円、後年度負

担額一億四千六百万円でございます。

乙類小計、総額六十四億七千四百万円、四十二

歳出要求額六十三億三千八百万円、後年度負

担額一億四千六百万円でございます。

乙類とござりますが、まず甲類でございますが、

61式戦車が六十両、うちカッコ十とございますのは、四十二年度中に取得できる内数の数量でございます。総額が四十三億一千八百万円、そのうち

四十二年度の歳出要求額が七億二千万円。したがいまして、残りは後年度負担となりまして三十五

億九千八百万円。それから60式装甲車四十八両、

うち年度内取得二十四両。総額が十億一千六百

万円、そのうち四十二年度歳出要求額が五億八百

万円、後年度負担が五十九億四千百万円でござ

ります。総額が四十三億一千八百万円、そのうち

四十二年度の歳出要求額が七億二千万円。したが

いまして、残りは後年度負担となりまして三十五

億九千八百万円。それから60式装甲車四十八両、

うち年度内取得二十四両。総額が十億一千六百

万円、後年度負担が五十九億四千百万円でござ

ります。歳出化の合計が五十二億九千二百万円でございまして、新規分と歳出化分の合計が、総額百

八十九億二千百万円、四十二年度歳出要求額が百

二十九億八千万円、後年度負担額が五十九億四千

万円でござります。

次のページでございます。艦船建造の推進でござります。

まず、新規計画艦でございますが、四十二年度

の甲型警備艦一隻でございます。二千トンでござ

ります。総額は四十四億五千六百万円、四十二年

度の歳出要求額は七億三千六百万円、したがいま

して、差額の三十七億二千万円が後年度負担でござります。四十二年度乙型警備艦一隻、千四百五

十トンでございます。総額三十二億七百万円、うち四十二年度歳出要求額が五億四千八百万円でござります。

小型ヘリでございます。七機発注いたしまして、

度歳出要求額十三億六千八百万円、後年度負担額五十七億九千五百万円でございます。

それから二の乙類でございますが、車両、総額

二十五億三百萬円、総額四十二年度歳出要求額でござります。施設器材、総額七億二千七百万円、

全部四十二年度歳出要求額でございます。通信器

材、総額二十六億九千九百万円、うち四十二年度

歳出要求額二十五億五千三百万円、後年度負担額一億四千六百万円。その他、総額五億四千五百万円、

全部四十二年度歳出要求額でございます。

次に、四十二年度潜水艦救難艦一隻でござります。千五百トン。総額十二億七千七百万円でござります。四十二年度歳出要求額三億二千二百万

円でございます。次に、四十二年度訓練支援艦一隻

でございます。千五百トン。総額十五億五千八百万円でござります。四十二年度歳出要求額が二億七千五百

万円でございます。次に、四十二年度海洋観測艦一隻でございます。千五百トン。総額五千八百万円でござります。四十二年度歳出要求額が三億五千五百萬円でござります。

乙類小計、総額六十四億七千四百万円、四十二

歳出要求額六十三億三千八百万円、後年度負

担額一億四千六百万円でございます。

したがいまして、新規分合計が総額百三十六億

三千五百万円、四十二年度歳出要求額七十六億八千九

百万円、後年度負担が五十九億四千百万円でござ

ります。歳出化分でございます。これは、四十一年度に

契約いたしまして、その歳出化が四十二年度に

なるものでございまして、そのうち甲類が五十億

三千九百万円、乙類が二億五千二百万円でござ

ります。歳出化の合計が五十二億九千二百万円でござ

四千四百万円でございます。歳出要求額二億五
年度内取得七機でございます。歳出要求額五
億八千五百萬円でございます。H U 1 でござります、
これは中型のヘリでございます。十機、歳出要求額
五億九百万円でございます。後年度負担額が十二
億八千五百萬円でございます。V 10、大型ヘリで
ございます。六機、歳出要求額五億二千五百萬
円、後年度負担十九億九百万円でございます。
それからP 2 とございます。これは海上自衛隊の
使います対潜飛行機でございます。十三機でござ
います。歳出要求額六億五千二百万円、後年度負
担額百八十一億二千六百萬円でございます。
Y S 11、一機、歳出要求額一億七千八百万円、
後年度負担額九億二千八百万円でございます。
H S S 2 六機、これは対潜大型ヘリでございま
す。歳出要求額三億八千九百万円、後年度負担額
二十七億四千八百万円でございます。S 62、海上
自衛隊用の救難用の中型ヘリでございます。二
機。一億三千六百万円、後年度負担額二億八千六
百万円でございます。ベル47、大型ヘリでござい
ます。一機。これは四十二年度に発注、四十二年
度取得いたします。歳出要求二千八百万円でござ
います。M U 2 、これは三菱で開発いたしました
国産の飛行機でございます。航空自衛隊で救難用
に使いますが、二機発注いたしました。歳出要求
額一億三千百万円、後年度負担額二億七千四百万
円でございます。V 10、これも航空自衛隊の救難
用の大型ヘリでございます。四機発注いたしまし
た。歳出要求額四億九千三百万円、後年度負担額
十四億四千八百万円でございます。
以上、新規分の小計が五十二機でございます。
歳出要求三十二億九千五百万円、後年度負担が二
百七十億四百万円でございます。
その次に、継続分、すなわち四十一年度までに
契約いたしたもののがございますが、省略いたしま
す。

次ページでございます。弾薬の確保でござりますが、陸上自衛隊が五十二億四千六百万円、後年度負担額が二十五億三千七百万円。海上自衛隊では二十六億五千三百万円、後年度負担が十三億四千六百万円。航空自衛隊が十九億四千九百円、後年度負担が八億三千八百万円でございまして、合計九十八億四千八百万円、後年度負担が四十七億二千八百万円でござります。

次に五、地対空説導弾（S A M）部隊の整備でございます。まずホークでございますが、既設分一億七千七百万円、後年度負担が二億二千万円でございます。新設分が三十四億一千六百万円、後年度負担が八十四億一千八八百万円でございます。新設分が三十五億九千三百万円、後年度負担が八十六億三千八八百万円でござります。

次にナイキでございますが、既設分が一億四百円でございます。新設分は十四億二千八百万円、計十五億二千八百万円、後年度負担が四十億三千八百万円でございまして、以上、ホーク、ナイキ合計いたしまして五十一億一千八八百万円、後年度負担が百二十六億六千八八百万円でございます。

次のページでございますが、六、自動警戒管制組織（B A D G E）建設の推進でございますが、三十九年度から計上してまいったバッジの予算につきましては、四十二年で終わるわけでござります。六十四億七千五百萬円、後年度負担が十七億一千九百萬円でございます。

次に研究開発の推進でございますが、一、対潜飛行艇二十二億六千二百万円。二、中型輸送機（C X）四億三千二百萬円、後年度負担が四億九千八百万円、四十一年度、中型輸送機基本設計に着手いたしまして、四十二年度は詳細設計に入ることになっております。三、高等練習機（T X）二億、設計の金でございます。四是、対潜哨戒機、これは四十一年度で開発完了いたしました。五は、G M関係一億六千八百万円。六、レーダー関係八千二百万円。七、陸上装備関係三億三千九百萬円、

八、海上装備関係三億五千五百万円、後年度負担共通基礎関係五千九百万円。その他維持費、器材費の関係が十三億三百万円、後年度負担二億一千七百万円でございます。以上、合計いたしまして五十三億五千七百万円、後年度負担が十六億三千五百万円でございます。

次のページでございます。施設の整備関係全体についてござらんいただきたいと思いますが、まず一般施設が三十一億六千四百万円、航空施設十七億六千三百万円、教育訓練施設が二十五億四千二百万円、後方支援施設が八億五千三百万円、研究開発施設が一億五千七百万円、公務員宿舎施設が十八億五千七百万円、その他十四億四千万円、以上合計いたしまして百十七億七千万円でございます。

以上、防衛関係の予算でございます。

基地対策関係は防衛施設庁総務部長から御説明いたします。

○政府委員(財満功君) 防衛施設庁より「昭和十二年度基地対策経費の大要」について補足説明を申し上げます。

まず、基地周辺民生安定諸施策の推進についてでございますが、防衛施設周辺の整備等に関する法律の第三条に関するものでございます。障害防止工事の助成等、昭和四十二年度におきまして九十二億一千三百万円を御要求申し上げております。四十一年度予算是八十八億七千万円でございました。自衛隊等の射撃、爆撃その他の行為によりまして、農業、林業、漁業用施設、道路、河川等防風、砂防施設、水道等につきまして生ずる障害を防止しましたは軽減するため、あるいは航空機等人ホーム等について生ずる著しい音響を防止し、または軽減するための工事に国の補助を行なうものでございます。その内訳をいたしまして、騒音防止補助金は周辺整備法三条第二項の実施に関するものでございます。昭和四十二年度におきまし

件、百六十件、六十一億を御要求します。昭和四十一年度におきましては、百四十一件、六十億六千五百万円でございました。

次に、その他障害防止事業等と申しますのは、周辺整備法の第三条第一項の実施に関するものでございます。昭和四十一年度におきまして百七件、三十一億一千三百万円を御要求申し上げております。昭和四十一年度におきましては七十九件、二十八億円でございました。さらに内訳いたしまして、障害防止補助金六十一件、二十六億円、道路改修等補助金二十九件、三億三千七百万円を御要求申し上げておりました。昭和四十一年度におきましては七十九件、二十九件、二十八億円でございました。さるに内訳いたしまして、障害防止補助金六十一件、二十六億円、道路改修等補助金二十九件、三億三千七百万円を御要求申し上げており、その他障害防止工事、道路工事等を若干御要求申し上げておるものでございます。

次に、民生安定施設の助成とありますのは、周辺整備法第四条の実施に関するものでございまます。四十一年度要求額は十一億七千七百万円でござります。四十一年度におきましては十億四千三百万円でございました。これは防衛施設の運営により、その周辺地域の住民の生活または事業活動が著しく阻害されていると認められる市町村がその障害の緩和に資するために、生活環境施設または事業経営の安定に寄与する施設の整備をかかるとき國が助成するための補助を行なうものでござります。内訳といたしまして、助成補助は四十二年度におきましては七十五件、八億五千万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては、三十五件、五億六千七百万円でございました。次に、道路改修等補助は、四十二年度におきましては四十五件、三億二千七百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては三十五件、四億七千六百万円でございました。

次に、安全措置事業の促進とありますのは、周辺整備法第五条の実施に関するものでございました。これは自衛隊等の使用する特定の飛行場の周辺におきまして、住民のこうむる障害の軽減に資する

ため必要があるとき、国が一定の区域に所在する建物等の移転等の補償及び土地の買い入れを実施するものでございます。その内訳といたしまして、移転あと地並びに農地買収は、昭和四十二年一度におきましては十一件、九億八千三百万円を御要求申し上げております。移転補償等につきましては十件、四億五千九百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては、移転あと地並びに農地買収につきまして、十件、十億三千八百万円。移転補償等九件、四億四百万円であります。

次に、損失補償の実施でございます。これは周辺整備法の第九条の実施に関するもの、それから特別損失補償法で駐留軍の行為によりまして損失を生じましたものに対する補償をする法律の実施に関するもの及び漁業の操業制限に関する法律実施に関するもの等を含んでおります。損失補償の実施といたしまして、昭和四十二年度におきましては五億九千一百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては五億八千四百万円でございました。これは自衛隊等の行為により農林漁業及び林業並びに船舶運航事業等、特定の事業に経営上の損失を与えた場合におきまする補償です。四十一年度におきましては四十三件、三千万円を御要求申し上げておりますが、四十二年度におきましては三十二件、二千二百万円でございました。その他漁業制限に対する補償等、各種の補償を実施することといたしておるものでございます。内訳といたしまして、いわゆる特別損失補償、四十二年度におきましては四十三件、三千万円を御要求申し上げておりますが、四十一年度におきましては一千九百万円を御要求申し上げております。それからそのさらに内訳といたしまして、合衆軍隊の行為により特別損失補償に關する法律、いわゆる特損法の実施に關しまして特別損失補償二十七件、一千九百万円を御要求申し上げております。さらに施設周辺損失補償といたしまして十五件、一千九百万円を御要求申し上げておるのでございます。次に、漁業補償につきましては、いわゆる駐留軍に関する漁業操業制限の法律と、自衛隊法百五条によります自衛隊に關する漁業制限二つを含んでおりますが、昭和四十二年度におきま

しては三十九件、四億八千円を御要求申し上げております。昭和四十二年度におきましては三十五件、四億六千七百万円でございました。その内訳といたしまして、その他の補償が若干ございました。

次に、その他基地関連諸施策の充実でございますが、これは施設の移転集約を行なうというものでございます。昭和四十二年度におきまして九億九千五百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては三億三千八百万円でございました。これは社会経済の発展に伴う地域開発上の一要請によりまして、提供施設区域の配置を検討いたしまして、急速かつ計画的に施設の集約移転を実施するというものでございます。その内訳といたしまして、提供施設の工事、八件、九億八千五百円がございます。さらにこの件につきましては、國庫債務負担行為三十億を御要求申し上げてござります。これは横浜の住宅の移転に関するものでございます。四十一年度におきましては四件、三億二千三百万円と、國庫債務負担行為三十二億一千円がございました。

移転調査といたしまして、水戸の射爆場をどこかへ移したいということでその調査費を一千万円、四十二年度において御要求申し上げております。

次に、地方公共団体委託費でございます。防衛施設に關する諸問題を円滑に処理するため施設取得事務の地方公共団体に對する委託費でございまして、四十二年度御要求申し上げておりますのは四千万円でございます。これは四十一年度の予算額と同様でございます。

次に、提供施設借料の適正化でございます。土地の値上がりに見合ふものを見込んで要求してあるものでございまして、昭和四十二年度におきましては二十五億三千五百円でござります。四十二年度は二十一億八千七百万円でございました。

た。

次に、基地労務者対策費といたしまして四十二年一度に七千万円を御要求申し上げました。四十一年

度におきましても七千万円でございましたが、これは基地労務者の対策といたしまして、駐留軍要員健康保険組合の特殊事情によりましてその継続給付に要する費用の一部を補助するための補助金でございます。

次に、その他基地関連諸施策の充実でございますが、これは施設の移転集約を行なうというものでございます。昭和四十二年度におきまして九億九千五百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては三億三千八百万円でございました。これは社会経済の発展に伴う地域開発上の一要請によりまして、提供施設区域の配置を検討いたしまして、急速かつ計画的に施設の集約移転を実施するというものでございます。その内訳といたしまして、提供施設の工事、八件、九億八千五百円がござります。さらにこの件につきましては、國庫債務負担行為三十億を御要求申し上げてござります。さらにはこの件につきましては、國庫債務負担行為三十二億一千円がございました。

移転調査といたしまして、水戸の射爆場をどこかへ移したいということでその調査費を一千万円、四十二年度において御要求申し上げております。

次に、地方公共団体委託費でございます。防衛施設に關する諸問題を円滑に処理するため施設

取得事務の地方公共団体に對する委託費でございまして、四十二年度御要求申し上げておりますのは四千万円でございます。これは四十一年度の予

算額と同様でございます。

次に、提供施設借料の適正化でございます。土地の値上がりに見合ふものを見込んで要求してあるものでございまして、昭和四十二年度におきましては二十五億三千五百円でござります。四十二年度は二十一億八千七百万円でございました。

た。

次に、基地労務者対策費といたしまして四十二年一度に七千万円を御要求申し上げました。四十一年

度におきましても七千万円でございましたが、これは基地労務者の対策といたしまして、駐留軍要員健康保険組合の特殊事情によりましてその継続給付に要する費用の一部を補助するための補助金でございます。

以上総計いたしまして、四十二年度には、百六十億六千二百万円を御要求申し上げております。

四十一年度は百四十五億七千四百万円でございまして、比較増は、十四億八千八百万円でございま

す。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

O委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終わりました。本件につきましては、本日はこの程度にいたしました。

それでは、本日はこれをもって散会いたしました。

午後零時十七分散会

四月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、法務局職員の一万名増員等に關する請願

(第八四九号) (第八五〇号) (第八五一号) (第八六八号) (第八六九号) (第八七〇号)

一、公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願(第八七二号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に關する請願(第八八六号)

(第九一五号) 昭和四十二年四月七日受理

法務局職員の一万名増員等に關する請願

反対に關する請願(第九〇九号)

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字龜首字

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 山川一 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三

一五 小川龍江外九十六名

法務局職員の一万名増員等に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

公共事業に從事する現場職員に「現場手当」支給に關する請願

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 大坪静夫

この請願の趣旨は、第一三一號と同じである。

紹介議員 井上鉄一外三十一名

法務局職員の一万名増員等に關する

公共事業の推進にあたる現場職員は、寒冷、酷暑、風雨のきびしい自然条件のもとで文化的、社会的恩恵にもめぐまれず、ひたすら激務に従事しているが、近年の公共事業の急激な伸びにより事業量と職員数のアンバランスは、ますます拡大し苦労は加重されるばかりであるから、このような職責遂行上の特殊性をもつ現場職員の待遇改善と勤労意欲を高めるため、公共事業の推進にあたる現場職員に一律月額五千円の現場手当を支給されたい。

局に統合すると、四国地方における郵政監察機能はあらゆる面で低下することは必至であり、このことは、全郵政監察機能の能率的、経済的運営の低下をきたすという事態をまねく。また、機構の改変に伴い、松山郵政監察局の所属職員に対する配置換えの問題が生じ、職員の生活設計に重大な影響をおよぼす。

改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年）

第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第五号中「前二号」を「前各号」に改める。
第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十五」に改める。

| 区 | | 日当（一日につき） | | 宿泊料（一夜につき） | | 食事料（一夜につき） | |
|--|-----------------------|-----------|--------|------------|--------|------------|-------|
| | 分 | 甲 地 方 | 乙 地 方 | 甲 地 方 | 乙 地 方 | 甲 地 方 | 乙 地 方 |
| 内閣總理大臣等 | 内閣總理大臣及び最高 裁判所長官 | 四、二〇〇円 | | 一三、一〇〇円 | | 四、八〇〇円 | |
| | 國務大臣等及び特命全 権大使 | | 三、四〇〇円 | | | 四、一〇〇円 | |
| その他の者 | | | 三、一〇〇円 | | | 九、五〇〇円 | |
| 指定職の職務又は一等級の職務にある者 | 二、五五〇円 | 二、四五〇円 | 八、三〇〇円 | 七、九〇〇円 | 三、六〇〇円 | | |
| 二等級の職務にある者 | 二、二〇〇円 | 二、一〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 六、七〇〇円 | 三、〇〇〇円 | | |
| 三等級以下五等級以上の職務にある者 | 一、九〇〇円 | 一、八〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 五、七〇〇円 | 二、六〇〇円 | | |
| 六等級以下の職務にある者 | 一、六〇〇円 | 一、五〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 四、八〇〇円 | 二、一〇〇円 | | |
| 別表第二の一の備考中二を三とし、一を二とし、 として次のように加える。 この表及び三の表において國務大臣等と は、國務大臣及びその任免につき天皇の認 証を要するその他の職員のうち國務大臣の 受けける俸給月額に相当する俸給月額又は報 酬月額を受ける者をいう。 | 別表第二の二中表の部分を次のように改める。 | | | | | | |

| 内閣總理大臣等 | | 特命全權大使その他 | 鐵道百キロ未滿 | 鐵道五百キロ以上五百キロメートル未滿 | 鐵道五百キロ以上一千キロメートル未滿 | 鐵道一千キロ以上二千キロメートル未滿 | 鐵道二千キロ以上五千キロメートル未滿 | 鐵道五千キロ以上一万キロメートル未滿 | 鐵道一万キロ以上一万五キロメートル未滿 | 鐵道二万キロ以上二万五キロメートル未滿 |
|----------------------------|--|-----------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 指定職の職務にあらる者 | | 四六、一〇〇円 | 六〇、五〇〇円 | 八三、五〇〇円 | 一〇九、四〇〇円 | 一三八、二〇〇円 | 一六九、九〇〇円 | 一八七、一〇〇円 | 二〇四、五〇〇円 | 二三九、〇〇〇円 |
| 高等級の職務にあらる者 | | 四一、八〇〇円 | 五四、八〇〇円 | 七五、七〇〇円 | 九九、二〇〇円 | 一二五、三〇〇円 | 一五四、〇〇〇円 | 一六九、七〇〇円 | 一八五、三〇〇円 | 二〇一、〇〇〇円 |
| 二等級の職務にあらる者 | | 三七、四〇〇円 | 四九、一〇〇円 | 六七、九〇〇円 | 八八、九〇〇円 | 一一二、三〇〇円 | 一三八、一〇〇円 | 一五二、一〇〇円 | 一六六、一〇〇円 | 一九四、二〇〇円 |
| 三等級の職務にあらる者 | | 三五、三〇〇円 | 四六、三〇〇円 | 六三、九〇〇円 | 八三、八〇〇円 | 一〇五、八〇〇円 | 一三〇、一〇〇円 | 一四三、三〇〇円 | 一五六、六〇〇円 | 一八三、〇〇〇円 |
| 四等級の職務にあらる者 | | 三三、一〇〇円 | 四三、五〇〇円 | 六〇、〇〇〇円 | 七八、七〇〇円 | 九九、四〇〇円 | 一一一、一〇〇円 | 一三四、六〇〇円 | 一四七、〇〇〇円 | 一五九、四〇〇円 |
| 五等級以下の職務にあらる者 | | 二八、八〇〇円 | 三七、八〇〇円 | 五二、二〇〇円 | 六八、四〇〇円 | 八六、四〇〇円 | 一〇六、一〇〇円 | 一一七、〇〇〇円 | 一二七、八〇〇円 | 一三八、六〇〇円 |
| 別表第二の三中「國務大臣」を「國務大臣等」と改める。 | | | | | | | | | | |

別表第二の三中「國務大臣」を「國務大臣等」と改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年度における公共企業体職員共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案
昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案
(旧法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号。以下本則において「法」という。)第三条第一項に規定する共済組合(以下「共済組合」という。)が支給する年金のうち、國家公務員共済組合法の長期給付に関する法律(昭和三十二年法律第三百三十九号。以下「旧法」という。)第一項第一項に規定する退職年金、廃疾年金又は

遺族年金(旧法第九十四条の二の規定によりこれららの年金とみなされた年金を含む。)に相当する年金については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第八十三号。以下「昭和四十年度改定法」という。)第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第二項又は第三項の規定により同法第二項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第一項第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の

施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二条第一項第二号に規定する旧法(以下「旧法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は

金の改定に関する法律案

て算定した額に改定する。

2 前項に規定する年金のうち、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十四号)附則第二条第一項に規定するものに対する前項の規定の適用については、同項の規定による改定の基礎となる俸給とみなす仮定俸給は、同法第一項の規定に基づき改定された年金額の算定の基礎となつた仮定俸給(同法第二項又は第三項の規定により同法第二項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同項本文の規定に基づき年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の

仮定俸給

といふ。)に對応する別表第一の

仮定俸給

俸給とする。

前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金に相当する年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、第一項中「別表第一」の仮定俸給をとあるのは、「別表第一」の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる額）を加えて得た額を」として、同項又は前項の規定により算定した額とする。

この場合において、当該年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したときは（遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以後、これらの規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

第一項 第二項又は前項の規定に依る年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定期年金額とする。

(旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族
年金の額の改定)

による年金に相当する年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下この条において「障害年金」という。）、公務による死亡を給

付事由とする年金（以下この条において「殉職年金」という。）又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によ

らない死亡を給付事由とする年金（以下この条において「障害遺族年金」という。）について、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年度改定法第二条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は同条第四項にお

いて準用する同法第一条第三項の規定により同法第二条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する從前の法令の規定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、殉職年金については、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする)により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項又は第四項において準用する前条第二項から第四項までの規定の適用を受けて改定された額が当該各号に満たないときは、昭和四十二年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四に定める障害の等級に對応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては四万三千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする)。

二 殉職年金 十万二千円(七十歳以上の場合は十一万九千円とし、六十五歳以上七十歳未満の場合及び六十五歳未満の妻、子又は孫の場合には十一万一千円とする)。

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の六に相当する額

殉職年金を受ける権利を有する者扶養遺族(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号))第二十四条に規定する遺族(夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母について、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下の項において同じ。があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として同項の規定を適用する。

二 一
扶養遺族が一人である場合 五千円
扶養遺族が二人以上である場合 七千円

4 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和四十二年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定)

(死亡を含む。以下の項において同じ)をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、

同年十月分以後、その額を、昭和四十年度改定法第三条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた奉給手帳(同条第二項)

おいて準用する同法第一条第三項の規定により、従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については同法第二条第一項の規定により、昭和

四十年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じてそれぞれ年金額を改定してものとしに易合てる。

その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た

額)で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給

年額とみなし、法の規定（法第五十条の二第二項後段の規定については、昭和三十九年十月一日前に退職した者にあつては、国家公務員共済

組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二百五十三号）による改正前の同項後段の規定。次項において同じ。)を適用して算定した

額に改定する。

又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るもの額は、同項の規定により算定して領（法附則第六条第六項又は法附則第八条第六項）

十四条第二項（これらの規定を法附則第十七条

の二及び法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む)の規定の適用を受けたものにあつては、これらの規定の適用を受けなかつたものとして算定した額に、その算定の基礎となつた俸給年額を十二で除して得た額で別表第二の上欄に掲げるものに対応する同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定(法附則第六条第六項及び法附則第十四条第二項(これらの規定を法附則第七条の二及び法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ)の規定を除く)の例により算定した額のうちその計算の基礎となつた法附則第五条第一項各号に掲げる期間(その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間)に対応する部分の額を加えた額とする。この場合において、当該年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、その額を算定するものとする。

ける権利を有する場合を除く)における退職年金の年額については、同項の規定により算定した金額が附則第四条第三項本文の規定を適用しないものとして昭和四十一年法律第二百二十一号附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その金額を退職年金の年額とする。

別表第一

別表第二

| 別表第一の 仮定俸給 | 別表第二 | | 備考 |
|---------------|--------|-------|---|
| | 第一欄 | 第二欄 | |
| 一〇、四六〇 | 九、七二〇 | 八六〇円 | 一 年金額の算定の基準となつてゐる昭和四十年度改定法別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給（以下「仮定俸給等」という。）の額が、八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に二〇〇分の一〇〇を乗じて得た金額（一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。 |
| 一〇、四六〇 | 九、九五〇 | 九〇〇円 | 二 昭和四十一年仮定俸給のうち、八、六〇〇円をこえ、一三・四五〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられてないものについては、その直近多額の昭和四十一年仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。 |
| 一、三五〇 | 一〇、八三〇 | 九三〇 | |
| 一、九〇〇 | 一〇、四六〇 | 九五〇 | |
| 一二、四四〇 | 一一、三五〇 | 一〇、三〇 | |
| 一三、五四〇 | 一一、九〇〇 | 一、〇八〇 | |
| 一四、四五〇 | 一二、四四〇 | 一、一三〇 | |
| 一四、七九〇 | 一三、五四〇 | 一、一八〇 | |
| 一四、七九〇 | 一四、〇九〇 | 二、〇九〇 | |
| 一四、七九〇 | 一三、五〇 | 二、一八〇 | |
| 一四、七九〇 | 一、二八〇 | 二、二八〇 | |
| 一四、七九〇 | 一、三一〇 | 二、三七〇 | |
| 一四、七九〇 | 一、三五〇 | 二、四三〇 | |
| | | 二、四九〇 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一五、二〇〇 | 一五、七八〇 | 一五、二六〇 | 一六、二六〇 | 一六、七三〇 | 一七、二九〇 | 一七、八六〇 | 一八、四八〇 | 一九、〇九〇 | 一九、八八〇 | 二〇、三五〇 | 二〇、九九〇 | 二一、六一〇 | 二一、六一〇 | 二二、八四〇 | 二三、一七〇 | 二四、一〇〇 | 二五、三六〇 | 二六、七四〇 | 二七、四四〇 | 二八、一二〇 | 二九、〇八〇 | 二九、六四〇 | 三一、二九〇 | 三二、一一〇 | 三二、一〇〇 | 三二、九六〇 | 三四、六一〇 | 三四、六〇〇 | 三六、二七〇 | 三六、六九〇 | 三八、〇六〇 | 四〇、〇〇〇 | 四一、九三〇 | 四三、一二〇 | 四四、二八〇 | 四六、六三〇 | 四八、九八〇 | 四五、四六〇 | 五六、〇三〇 | 五三、六八〇 | 五八、三八〇 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

一、三八〇
一、四三〇
一、四八〇
一、五二〇
一、五七〇
一、六三〇
一、六八〇
一、七四〇
一、八一〇
一、八五〇
一、九一〇
一、九六〇
二、〇八〇
二、一〇〇
二、三〇〇
二、四三〇
二、五〇〇
二、五五〇
二、六〇〇
二、六五〇
二、七〇〇
二、八〇〇
二、八五〇
二、九三〇
二、九九〇
三、一四〇
三、二九〇
三、三四〇
三、四六〇
三、六四〇
三、八二〇
三、九三〇
三、〇三〇
四、二三〇
四、四〇〇
四、四六〇
四、四九〇
四、六七〇
四、八八〇
五、一〇〇
五、三一〇

一、五六〇
二、七四〇
二、八一〇
二、九一〇
三、〇〇〇
三、一〇〇
三、一〇〇
三、三四〇
三、四〇〇
三、五〇〇
三、六〇〇
三、八〇〇
四、〇〇〇
四、〇〇〇
四、二六〇
四、四九〇
四、六二〇
四、七三〇
四、八九〇
五、五四〇
五、八二〇
六、〇九〇
六、一八〇
六、四〇〇
六、七三〇
七、〇六〇
七、二六〇
七、四五〇
七、八四〇
八、二四〇
八、三一〇
九、〇三〇
九、四三〇
九、八二〇

第九二七号 昭和四十二年四月十八日受理
元南滿洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給等通算に關する請願(三通)

予通算に関する請願(二通)

東京都田野市多
山本義三外二名

この請願の趣旨は、第110-1号と同じである。

二〇一

第九三〇号 昭和四十二年四月十八日受理

証の終身使用に関する請願(七通)

請願者 岐阜市本郷町四ノ
斗、二山名

外八十九名

この讀願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第五号中正誤

正誤行段終わり

一一二

二
か終
ち
二

三 一セ いうな
きり いうような

卷二十八 備給

二ノ一
二ノ二
繰れば 無視され

三
一九 標港
標準

二
三
四
五

ノ
四
一七
法關心

ノア

昭和四十二年五月十三日印刷

昭和四十二年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局